

○武器等製造法等の一部改正について

〔昭和四十六年九月十六日 四十六重局第一二二七号〕
都道府県知事あて

第六十五国会において成立した銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（昭和四十六年四月二十日法律第四十八号）の附則において武器等製造法の一部が改正され、（別添一参照）さらに、武器等製造法施行規則の一部を改正する省令（別添二参照）も昭和四十六年五月一日通商産業省令第四十七号により公布され、ともに十月二十日から施行されることになっております。

今回の法令改正は、猟銃等の盗難あるいはこれを用いた犯罪が多発の傾向にある最近の社会情勢にかんがみ、猟銃等製造事業者および猟銃等販売事業者における猟銃等の保管に係る規制を強化し、これら事犯発生の防止を図ることをねらいとしたものであります。

この運用にあたっては、左記に示す法令の解釈に留意するとともに、さらに貴県の実情に応じ強力かつ適切な指導を行ない公共の安全の確保に遺憾なきを期して下さい。

記

一 武器等製造法第十九条の二関係

- (1) 従来、武器等製造法は猟銃等製造事業者および猟銃等販売事

業者に対し保管設備の設置のみを義務付けていたが昨今の社会情勢等にかんがみ本条によつて保管の義務を明文化するとともに、販売のために陳列しておく場合にも同法施行規則第二十条に適合した設備に行なうことを義務付けることとした。

- (2) 「猟銃等」とは、原則として発射機能を有するものをいう。

ただし、販売店等での陳列に際し一部の部品を取り除くことにより発射機能をなくしている場合であつても、発射機能を容易に復元できるものは、当該猟銃等に含めるものとする。

- (3) 「正当な事由がある場合」とは、例えば、運送のため、製造、改造もしくは修理のため、または顧客に呈示するために保管設備から取り出している場合をいう。

- (4) 「実包、空包および金属性弾丸を当該猟銃等とともに保管してはならない」とは、猟銃等と実包等の保管設備は別々のものにすることを原則とする。

ただし、倉庫等を猟銃等の保管設備として使用する場合において、当該倉庫等の中に火薬類取締法施行規則第十六条第四号に定める実包等の貯蔵設備を置くことは、

- (5) 「金属性弾丸」とは、空気銃の弾丸を、

二 武器等製造法施行規則第二十条関係

- (1) 第一号

イ 「管理上支障がない場所」とは、原則として武器等製造法

第十七条第一項または第十九条第一項の許可を受ける工場、事業場または店舗（当該店舗に附随している倉庫等を含む。）の中をいう。

ロ やむを得ずイ以外の場所に保管設備を設置する場合は、常時十分な管理を行なえるよう従業員を常駐させるなど盗難の防止のため適切な処置がとりうる場所にあること。

(2) 第二号イ

「その他堅固な構造を有する収納設備」とは、例えばコンクリート製の収納設備、金属製の防護柵がはめ込まれた陳列ケース等をいう。

なお、収納設備に収納する猟銃等は必ずしもくさり等で固定する必要はない。

(3) 第二号ロ

「くさり等によつて猟銃等を堅固に固定しうる設備」とは、例えば次のようなものをいう。

イ 銃の用心鉄にくさりを通し、そのくさりを陳列ケースの台等に堅固に固定できる設備

ロ 壁、柱等に猟銃等を金属製の金具によつて堅固に固定できる設備

(4) 第三号

「保管する猟銃等の数量に応じた収容能力」の収容能力は、

施行規則第二十条第二号のイのみならず同号ロを含めたものとする。

なお、この判定にあつては、単に申請者が申告する保管数量のみならず製造設備能力、製造計画、販売計画等を総合的に勘案して行なうものとする。

(5) 第四号

「容易に持ち運びできない」とは、通常一人で持ち運びができないことをいう。

なお、容易に持ち運びができるものでも、それ自体が床、壁等に堅固に固定されていればよい。

(6) 第五号

「非常の際外部に通報することのできる装置」とは、例えば、非常警報装置、非常警鳴装置をいい、手動式または自動式のいずれでもよい。

なお、例えば商社等のごとく、通常猟銃等の実物を取扱わない場合にあつては、電話をもつてこれに代えることができる。